

## 歯科医師による新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための 鼻咽頭拭い液採取の実施について

本日、報道されております「歯科医師による PCR 検査のための鼻咽頭拭い液採取の実施について」は、今後、感染症の増加に備えた検査体制の整備が急務で医療従事者の不足が懸念されるために、検査のための検体採取業務を行うことのできる医師、看護師、臨床検査技師のほかに歯科医師が鼻咽頭拭い液の採取を行うために法的な整備を行い実施するものです。

近日中に、厚生労働省にて詳細が決定されますが、現在把握できていることは次の通りです。

1. PCR 検査の需要が増大していることから、体制強化ため口腔領域に知見を有する歯科医師に協力を促すもので、全ての歯科医師が強制的に検査に当たるわけではありません。
2. 検体採取の場所は都道府県医師会及び郡市区医師会等が運営する PCR 検査センターとなり、歯科医院では実施されません。
3. 現行法では歯科医業の範疇を超えている本業務について、違法性を阻却する要件を定め、特例的・時限的に歯科医師による検体採取を認めるものとなります。